



# 高齢者・介護

問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 📠 FAX番号 🕒 利用時間 🏠 休館日 📄 料 料金

## 後期高齢者医療制度

75歳以上の人(75歳到達時、手続き不要)が対象です。また、一定の障がいのある65～74歳の人でも任意加入できます(手続きが必要)。75歳の誕生日の前日に、マイナ保険証の利用登録をしている人には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証の利用登録をしていない人には「資格確認書」を郵送します。

令和8年7月31日までは、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

医療機関にかかった場合の一部負担金(自己負担)は、所得等に応じて1割、2割または3割です。

制度の運営主体は、県内の全市町村で構成する福岡県後期高齢者医療広域連合(☎651-3111 📠651-3901)で、各区保険年金課・出張所(☞P.8～11)では申請の受付や保険料の徴収・相談を行います。

## 介護保険制度

40歳以上の人(40歳到達時、手続き不要)が対象です。加齢や病気による身体能力や認知機能の低下などで介護や支援を必要とする場合に、心身の状況などに応じたケアプランを作成して、介護保険のサービスが利用できる制度です。サービスを利用した場合の自己負担は、所得等に応じてサービス費用の1割、2割または3割です。

介護サービスまたは介護予防サービスを利用するには、「要介護・要支援認定」の申請を郵送またはオンライン(「マイナポータル」で検索)、区の窓口で行い、要介護・要支援認定を受ける必要があります。40歳以上65歳未満の人は、加齢による病気(特定疾病)が原因で、介護や支援が必要な場合に対象となります。

### 申請に必要なもの

- ①要介護・要支援認定申請書(市ホームページ、各区窓口の要介護認定事務センター支部にあります)
  - ②介護保険被保険者証
  - ③被保険者本人のマイナンバー及び申請者の身元を確認できる書類
- ※①～③の他に、医療保険の資格確認書が必要な場合があります。

介護保険のサービスに関すること

問 各区福祉・介護保険課、各出張所  
☞P.8～11

要介護認定に関すること

問 市要介護認定事務センター

〒810-0072 中央区長浜 3-11-3-505

☎ 711-6030 📠 711-6524

## いきいきセンターふくおか

いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)は、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるように、介護や福祉、健康などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に応じたアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援する総合相談窓口です。

区	施設名(住所)	電話
東区	東第1(奈多1)	608-4633
	東第1(支所)(西戸崎3)	603-1607
	東第2(和白丘1)	605-5411
	東第3(香椎駅前1)	673-3088
	東第4(千早4)	663-5711
	東第5(水谷2)	665-5011
	東第6(八田1)	515-1021
	東第7(名島2)	661-3200
	東第8(箱崎2)	631-3011
	東第9(香椎1)	692-9991
	東第10(香椎照葉3)	674-2511
東第11(菅松2)	409-4589	
博多区	博多第1(神屋町)	271-1155
	博多第2(東比恵2)	433-3346
	博多第3(山王1)	474-8588
	博多第4(浦田1)	514-1224
	博多第5(諸岡2)	592-8011
	博多第6(那珂2)	409-2154
	博多第7(元町1)	558-4140
	博多第8(吉塚1)	409-0639

区	施設名(住所)	電話
中央区	中央第1(地行1)	762-8511
	中央第2(舞鶴2)	734-8011
	中央第3(白金1)	406-2525
	中央第4(笹丘1)	739-7410
	中央第5(葉院4)	791-1179
南区	南第1(玉川町)	541-8011
	南第2(長丘1)	557-8522
	南第3(三宅2)	553-8911
	南第4(井尻5)	588-8333
	南第5(警弥郷1)	588-0710
	南第6(老司3)	567-8355
	南第7(柏原1)	564-2611
	南第8(野間4)	555-4663
	南第9(大楠2)	523-2510
	南第10(若久2)	555-2856
	南第11(花畑1)	557-1011
城南区	城南第1(別府3)	847-8011
	城南第2(七隈4)	866-8511
	城南第3(片江4)	865-8311
	城南第4(堤1)	874-2911
	城南第5(長尾1)	834-5234
早良区	早良第1(高取2)	846-8011
	早良第2(原3)	834-7796
	早良第3(小田部2)	832-8433
	早良第4(次郎丸1)	874-2711
	早良第5(原6)	852-3011
	早良第6(東入部6)	804-8411
	早良第7(早良6)	834-8721
	早良第8(西新4)	834-2325
	早良第9(野芥1)	863-8011
西区	西第1(姪の浜4)	881-8011
	西第2(内浜1)	885-8911
	西第3(上山門1)	882-7080
	西第4(壱岐団地)	892-2121
	西第5(今宿駅前1)	807-6811
	西第5(支所)(宮浦)	805-2611
	西第6(石丸3)	834-2280
	西第7(壱岐団地)	812-5711
西第8(周船寺2)	834-8547	

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

## 高齢者の保健福祉

### 高齢者予防接種

接種をすると、インフルエンザや、肺炎球菌が原因で起こる肺炎をはじめとする感染症の予防や、感染してしまった場合の重症化予防に有効です。まれに副反応が起こることがありますので、接種の際には医師と十分相談しましょう。

#### ■インフルエンザ及び新型コロナ予防接種

◇対象者：市内に住民票がある（外国人も含む）次の人が対象

- ①接種日当日に65歳以上の人
- ②接種日当日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある人（身体障害者手帳1級相当）

◇実施場所：市が指定した医療機関 ※1

◇実施期間・回数：令和7年10月1日から令和8年3月31日までに1回（原則として月～金曜）※最新の情報は市HPからご確認ください。

◇接種料金：インフルエンザは1,500円 ※2、コロナは未定 ※3

◇実施医療機関へ持参するもの：※4のとおり

#### ■肺炎球菌予防接種

◇対象者：市内に住民票がある（外国人も含む）次の人が対象。

- ①接種日当日に65歳の人
- ②接種日当日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある人（身体障害者手帳1級相当）

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことのある人は、この公費助成制度の対象とはなりません。

◇実施場所：市が指定した医療機関 ※1

◇回数：1回（原則として月～金曜）

◇接種料金：4,200円 ※2

◇実施医療機関へ持参するもの：※4のとおり

#### ■带状疱疹予防接種

◇対象者：市内に住民票がある（外国人も含む）次の人が対象

①令和7年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる人。

②60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人（概ね、障がい者手帳1級相当）

★上記以外の方を対象とした助成制度もあります。⇒P39

◇実施場所：市が指定した医療機関 ※1

◇実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（原則として月～金曜）

◇接種回数、料金：生ワクチン1回接種で4,900円、組換えワクチン2回接種で1回あたり12,000円 ※2

◇実施医療機関に持参するもの：※4のとおり

※1 「予防接種（高齢者用）実施医療機関」のステッカーを表示。

※2 ただしインフルエンザ（①、②）・肺炎球菌（①、②）・带状疱疹（①、②）の対象者のうち生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている人、または市県民税非課税世帯に属する人は、個人負担金の免除が受けられます。

※3 新型コロナの接種料金は9月末頃にお知らせします。

※4

★住所・氏名・年齢の確認のため、マイナンバーカード、資格確認書など健康保険の資格が確認できるもの、介護保険被保険者証、または運転免許証などいずれか1つを持参してください。

★インフルエンザ対象者②、肺炎球菌対象者②、带状疱疹対象者②に該当する人は、身体障害者手帳の写しまたは医師による診断書を提出してください。

★個人負担金の免除対象者は、▶保護受給証明書▶中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し▶介護保険料納入通知書の写し（所得段階区分に第1、第2、第3所得段階の記載があるもの）▶（区役所発行の）市県民税非課税証明書（「高齢者予防接種用」又は「予防接種用」のゴム印が押されているものに限る）などを接種日当日に医療機関窓口へ提出してください。

### 健康づくり・介護予防

様々な教室や講座の実施および、身近な場所で主体的に介護予防に取り組む場（よかトレ実践ステーション）の創出や専門職による活動支援を行っています。

問 各区地域保健福祉課 ⇒P8～11

### 社会参加促進

社会参加を促進するため、交通費の一部を助成する高齢者乗車券を交付しています。

問 高齢者乗車券郵送受付センター  
☎0120-502-633 ☎0120-880-219

### 生活サポート

在宅での生活サポート事業を行っています。

▶あんしんショートステイ▶生活支援ショートステイ▶おむつサービス▶声の訪問▶緊急通報システム▶日常生活用具▶住宅改造助成 など

問 各区福祉・介護保険課 ⇒P8～11

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者などで判断能力が不十分な人の福祉サービス利用手続きの援助や生活費の管理、年金証書、権利証等の保管を有料で行っています。

※生活保護を受けている人は原則無料。

問 各区社協事務所  
☎・☎ 右記参照

### 不動産担保型生活資金貸付制度

低所得の高齢者世帯を対象として、ご自宅の敷地（マンションは除く）を担保に毎月の生活資金を融資し、死亡時などに一括償還する制度です。

問 市社会福祉協議会  
生活福祉資金受付センター  
☎791-5708 ☎751-1509

## 地域での支え合い活動

地域のボランティアが、独居高齢者等の見守り、声かけなどを行う活動や、生きがいと健康づくりなどを目的として、公民館や集会所などで閉じこもりがちの高齢者と交流する活動の支援を行っています。

### 市社会福祉協議会

中央区荒戸 3-3-39

☎ 791-6339 ☎ 713-0778

### 東区社協事務所

東区箱崎 2-54-27

区役所別館 1階

☎ 643-8922 ☎ 643-8923

### 博多区社協事務所

博多区博多駅前 2-8-1

博多区役所6階

☎ 436-3651 ☎ 436-3652

### 中央区社協事務所

中央区大名 2-5-31 中央区役所 1階

☎ 737-6280 ☎ 737-6285

### 南区社協事務所

南区塩原 3-25-1 南区役所別館

☎ 554-1039 ☎ 557-4068

### 城南区社協事務所

城南区鳥飼 5-2-25

城南区役所別館 1階

☎ 832-6427 ☎ 832-6428

### 早良区社協事務所

早良区百道 1-1-IUMIBE BLD. 1階

☎ 832-7383 ☎ 832-7382

### 西区社協事務所

西区内浜 1-7-1 北山興産ビル 1階

☎ 895-3110 ☎ 895-3109

## 老人クラブ連合会

各種スポーツ大会、高齢者美術展などを実施しています。

### 市老人クラブ連合会

☎ 713-1340 ☎ 713-0157

### 東区ねんりんクラブ連合会

☎ 645-1074

### 博多区老人クラブ連合会

☎ 419-1085

### 中央区老人クラブ連合会

☎ 718-1140

### 南区シニアクラブ連合会

☎ 559-5129

### 城南区シニアクラブ連合会

☎ 833-4107

### 早良区老人クラブ連合会

☎ 833-4397

### 西区老人クラブ連合会

☎ 895-7107

## 高齢者の住まい

☞P.24

## 高齢者の就労

☞P.52

## 居宅系サービス

### ○通所して利用する

#### ■通所介護、介護予防型通所サービス

デイサービスセンターなどで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持・改善のための支援を日帰りで行います。

#### ■(介護予防)通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持・改善のための支援を日帰りで行います。

### ○訪問を受けて利用する

#### ■訪問介護、介護予防型訪問サービス

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

#### ■(介護予防)訪問入浴介護

介護職員と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

#### ■(介護予防)訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

#### ■(介護予防)訪問看護

通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問、療養上の世話や診療の補助を行います。

#### ■(介護予防)居宅療養管理指導

通院が困難な利用者へ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

### ○居宅での暮らしを支える

#### ■(介護予防)福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための下記の福祉用具を貸与(レンタル)します。

・車いす・車いす附属品・特殊寝台(介護ベッド)・特殊寝台附属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり(工事をとものないもの)・スロープ(工事をとものないもの)・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊(はいかい)感知

機器・移動用リフト(つり具部分を除く)・自動排泄処理装置

#### ■特定(介護予防)福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する下記の福祉用具を購入した場合、その費用(年間10万円まで)の7~9割を申請により支給します。購入に際しては、指定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員が、利用者の身体状況に応じて選定します。

・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

以下の福祉用具については、貸与と販売の選択ができます。

・固定用スロープ(工事をとものないもの)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉つえを除く)

#### ■住宅改修費の支給

1) 自宅での生活支援に向け、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした場合、費用(原則1住宅につき20万円まで)の7~9割を支給します。

2) 利用に際しては、担当のケアマネジャー(介護支援専門員)などに相談し、工事着工前の事前申請が必要です。

・手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止および移動円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器などへの便器の取替え・その他前記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### ■(介護予防)短期入所生活・療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

#### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話を行います。

#### ■夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で、入浴・排せつ・食事の提供等日常生活上の支援を行います。

#### ■地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンター等で、通所により、入浴・食事の提供等日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

### ■(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症の人に、デイサービスセンター等で、通所により、入浴・食事の提供等日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

### ■(介護予防)小規模多機能型居宅介護

「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

### ■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護サービスの一体的な提供を行います。

## 施設系サービス

### ■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3～5と認定された人または特例入所に該当する人(やむを得ない事由により、居宅での生活が困難であると認められる要介護1または2の人)で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人に、施設サービス計画に基づき、入浴、食事などの日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行うことを目的とした施設です。

### ■介護老人保健施設

要介護1～5と認定された人で、医学的管理の下における介護や機能訓練の必要のある人に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話を行うことにより、在宅への復帰を目指すことを目的とした施設です。

### ■介護医療院

要介護1～5と認定された人で、長期にわたり療養が必要である人に対し、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。

### ■(介護予防)認知症対応型共同生活介護

認知症の人を対象に共同生活(5～9人)を通し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。

### ■地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた軽費老人ホームなどのうち、定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居する高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを行います。

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者のうち、定員が29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する高齢者に対して、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。

### ■養護老人ホーム

おおむね65歳以上の人で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設です。

また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護(ホームヘルプサービス)などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

### ■軽費老人ホーム

身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が在宅サービスを利用しながら入居生活する施設です。車いすを利用しやすい構造など、高齢者に配慮した構造・設備になっています。また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護(ホームヘルプサービス)などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

### ■生活支援ハウス

居宅で生活することが困難な高齢者に、生活支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供します。

### ■有料老人ホーム(介護付)

高齢者が入居し、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活に必要なサービス(特定施設入居者生活介護)が提供される施設です。

### ■有料老人ホーム(住宅型)

高齢者が入居し食事・介護の提供、洗濯・掃除などの家事や健康管理の一部または全部が提供される施設です。

## 地域の交流の場

### ■老人いこいの家

高齢者の相互交流の場として、市内在住のおおむね60歳以上の人を対象に各校区に設置している施設です。

### ■福岡100プラザ

市内在住の原則60歳以上の人を対象に、健康づくり、教養の向上、就業等に関する各種講座や相談会を実施しているほか、高齢者の社会参加をサポートするコーディネーターが活動しています。

#### 福岡100プラザ東

東区香住ヶ丘1-9-1

☎ 671-2213 ☎ 671-2214

🕒 9:00～18:00、日曜は9:00～17:30

📅 月曜、祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く)、敬老の日の翌日、12/29～1/3

📄 無料

#### 福岡100プラザ博多

博多区千代1-1-42

☎ 641-0903 ☎ 641-0907

🕒 9:00～17:00

📅 月曜、祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く)、敬老の日の翌日、12/28～1/3

📄 無料

#### 福岡100プラザ中央

中央区長浜1-2-15

☎ 771-7677 ☎ 716-0046

🕒 [5/1～10/31] 9:00～18:00、

[11/1～4/30] 9:00～17:00

📅 月曜、祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く)、敬老の日の翌日、12/28～1/3

📄 無料

#### 福岡100プラザ南

南区若久6-29-1

☎ 511-7255 ☎ 511-7558

🕒 9:00～18:00、日曜は9:00～17:30

📅 月曜、祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く)、敬老の日の翌日、12/29～1/3

📄 無料

#### 福岡100プラザ城南

城南区南片江2-32-1

☎ ☎ 861-1123

🕒 9:00～18:00

📅 月曜、祝休日(月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く)、敬老の日の翌日、12/29～1/3

📄 無料

## 福岡 100 プラザ早良

早良区重留 7-8-8

☎ 804-7750 ☎ 804-7751

🕒 9:00～17:30

📅 月曜、祝休日（敬老の日除く）、12/30～1/3

📄 無料

## 福岡 100 プラザ西

西区今宿青木 1043-31

☎ 891-2727 ☎ 891-2784

🕒 9:00～17:00

📅 月曜、祝休日（月曜が祝休日の場合翌火曜、敬老の日除く）、敬老の日の翌日、12/28～1/3

📄 無料

### サービスを利用するときは

お住まいの区の保健福祉センター福祉・介護保険課（⇒P.8～11）や、いきいきセンター（⇒P.41）へご相談ください。

なお、いこいの家については、各区保健福祉センター福祉・介護保険課へ、福岡 100 プラザについては、各福岡 100 プラザへ直接お問い合わせください。

また、各サービスの事業所、施設一覧については、市ホームページ（「福岡市 介護保険事業所」や「福岡市 介護保険施設」で検索）をご覧ください。

## 高齢者等に関する相談窓口

### ■保健・福祉の総合相談

各区地域保健福祉課⇒P.8～11

※開庁時間以外の虐待通報は0800-123-9563（休日・夜間高齢者虐待通報ダイヤル）へ。

### ■高齢者保健福祉サービスや介護保険などの相談

各区福祉・介護保険課⇒P.8～11

### ■認知症介護相談

認知症の人とその家族からの悩み事の相談に介護経験のある相談員が応じます。

認知症の人と家族の会福岡県支部  
開設日：木曜、毎月第2日曜

🕒 13:00～16:00

☎ 0120-851-641（フリーダイヤル）

### ■働く人の介護サポートセンター

中央区荒戸3-3-39（ふくふくプラザ3階）  
働く人が家族の介護に直面しても、介護と両立して仕事を続けられるように、ケアマネジャーの資格を持つ相談員が情報提供やアドバイスを行います。

☎ 982-5407 ☎ 982-5409

🕒 月・木曜 12:00～20:00

日曜 10:00～18:00（祝休日・年末年始は閉設、祝日が日曜の場合は開設）

### ■介護実習普及センター

中央区荒戸3-3-39（ふくふくプラザ3階）  
介護技術や福祉用具の活用方法などの相談に介護や医療の知識がある相談員が応じます。

☎ 731-8100 ☎ 731-5361

🕒 10:00～18:00

📅 毎月第3火曜（祝日の場合は翌日）、12/28～1/3

## 孤立死を防ぐ見守りダイヤル

孤立死の疑いがある住民の異変に気づいた時は、連絡してください。安否確認を行います。

☎ 080-9100-0883

🕒 受付 24 時間 年中無休

安否確認 8:00～20:00 年中無休

## 認知症の人の見守り

認知症の人の情報を事前登録していただくと、行方不明になった際に、協力サポーター等に行方不明者情報をメール配信し、捜索協力を依頼します。また、捜索システム（GPS 端末機）の利用助成をしています。事前登録・申請は各区地域保健福祉課（⇒P.8～11）へ。

捜索協力依頼メールを受信し、捜索にご協力いただける人は、support@req.jp へ空メールを送信し、協力サポーターとして登録してください。

認知症高齢者捜して  
メール協力サポーター  
登録用コード



※協力サポーターの登録はTLS1.2以上の暗号化通信対応端末が必要です。

R3 年度の捜索システム（みまもりあいステッカー）利用者への捜索にご協力いただける人は、捜索協力依頼を受け取れるよう、アプリをダウンロードし、登録してください。

ステッカー捜索依頼への  
協力者登録用コード



App Store



Google Play